

第6章 整備基本計画

第1節 はじめに

整備の目的は、第一に遺跡を保護し後世に良好な状態で引き継ぐことにある。整備基本計画の中心は遺跡の保護であるが、それに加え、我々は先人が残した貴重な史跡カリンバ遺跡から学び、現代に活かす様々な方法を考える必要がある。整備基本計画は、遺跡の適切な保存と整備、積極的な公開と活用等について基本的な計画を示すもので、その実現のための方策を検討するものである。史跡カリンバ遺跡は、縄文時代の恵庭において、多様な漆塗り装身具を身に着けた華麗な文化が繰り広げられたことを物語る貴重な遺跡である。この遺跡を恵庭の文化遺産の拠点として、市民を始めとする多くの人々が活用し、遺跡の価値を損なうことなく次世代に伝えることは、たいへん重要だと考えられる。また、恵庭には、史跡カリンバ遺跡以外にも各時代にわたる北海道を代表する遺跡が数多く存在する。これら先人の生活を知り、未来に生かす意義は大きく、かつ、これらの文化遺産は恵庭の誇りであり、子供たちに夢を与えるものである。このような遺跡がもつ歴史的価値を今日に活かすことが史跡整備の一つの目的であるが、学術的見地を中心としつつ、同時に地域の発展と住民の生活環境の向上に寄与する場として活用していくことも必要である。現代は、価値観の多様化、生活様式の変化、超高齢化社会の到来等に伴い、文化的な豊かさを求める傾向も強くなっている。その中で、史跡とその整備は、学校教育や生涯学習にとって、また、市民との「協働」によるまちづくりを目指す恵庭市にとって、格好の場所と機会となる。また、ふるさとの良さを見直し、恵庭市らしさを具体化することは、個性的な地域づくりへの実践としても位置付けられる。

史跡の整備区域は、段丘面と低地面である。遺跡の主体部は、竪穴住居跡や土坑墓群等が分布する段丘面にあり、北側の生活・作業空間の場として使用された低地面の遺跡へと続いている。段丘面は、団地中央通地区とその両側にある東地区・西地区に分かれている。重要文化財が発見された団地中央通地区は、道路建設で遺跡が消滅しており史跡指定地外である。史跡指定地は、段丘面を東地区と西地区に区分し、低地面を北地区とした。また、記載はこの地区名順に行った。隣接する史跡関連用地と史跡周辺地区についても、南西側周辺地区①、南西側周辺地区②、南東側周辺地区、北東側周辺地区（カリンバ自然公園）の4つに区分し、この順番で記載した。平成27年度の基本計画では低地面の北地区は自然学習ゾーンに含まれていた。だが、北地区には土中に多くの遺構や遺物が残ることから、今回の改訂版の計画では大半を保護ゾーンとして整備は行わず、後世に残すこととした。

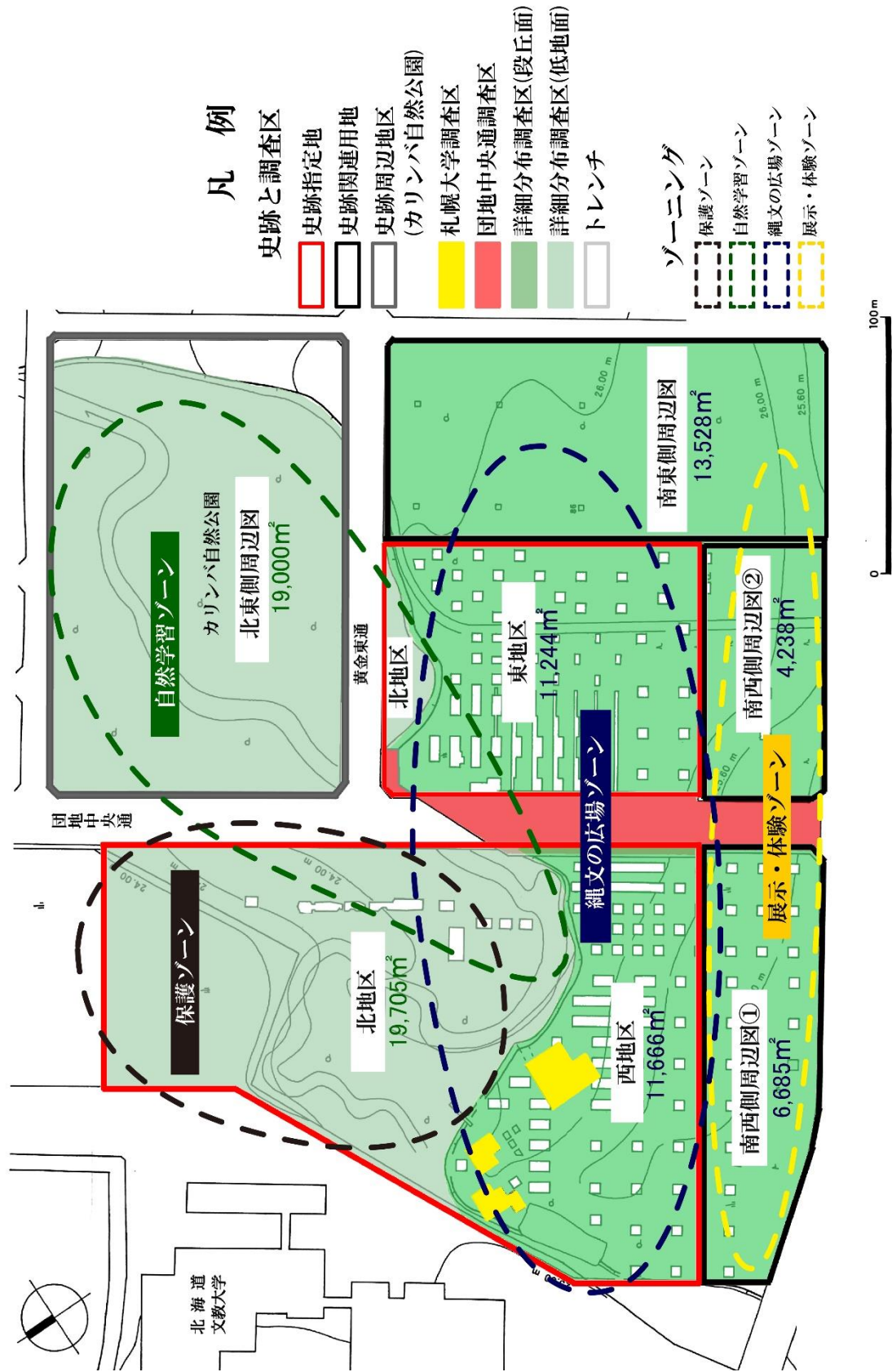


図 18 地区区分とゾーニング計画

第2節 史跡指定地及び史跡周辺地区の現況

第1項 概況

史跡指定地とその周辺地区は、草地と林地からなる。草地はオオアワダチソウやムラサキツメクサ等が主体である。林は広葉樹が大半を占めるが、段丘面には針葉樹の防風林がある。現地で史跡を示すものとしては、現時点では説明板があるのみである。

史跡指定地及び史跡周辺地区は、埋蔵文化財包蔵地であり、段丘面は地下20cm前後、低地面は地下1.5m前後から遺物が出土する。遺跡の時期は、縄文時代早期からアイヌ文化期までと幅広い。

第2項 史跡指定地の現況

1. 東地区（面積11,244㎡）

団地中央通地区の東側段丘面。広い草地と、その東方にミズナラ、トドマツの二次林がある。草地はオオアワダチソウやムラサキツメクサ等が生えており、一部区域にヨシが混在する。現在は年2回草刈りを行っている。草地と林の間には旧道跡があり、それに面して市道黄金中島通側にカラマツの防風林がある。また、段丘縁には直線状に植えられたトドマツの並木がある。

遺跡は、縄文時代後期から晩期にかけて残された多数の竪穴住居跡や土坑墓等が主に段丘北半に存在する。

2. 西地区（面積11,666㎡）

団地中央通地区の西側段丘面。オオアワダチソウやムラサキツメクサを主体にする草地。西端付近にオオイタダリの群落も見られ、段丘先端付近にはオオウバユリが生えている。草地は、東地区とともに年2回草刈りを実施している。西端の旧地主宅があった地域はオニグルミ等が生育する林で、その付近に放置された旧溜め池、老朽化した旧サイロがある。また、旧サイロの東側にカラマツの防風林があるほか、段丘縁にも植栽されたカラマツの並木が見られる。段丘崖の大半は急斜面だが、西側は比較的緩い斜面になっている。崖近くにはトクサやササの群落がある。

遺跡は、東側に縄文時代後期から晩期にかけての竪穴住居跡、土坑・土坑墓が集中するほか、全体に縄文時代中期の遺構が分布する。段丘縁に沿う北西域には続縄文時代前半期の土坑・土坑墓も確認されている。

3. 北地区（面積19,705㎡）

西地区の北に続く低地面。地点は離れるが、市道黄金東通と東地区の間にある狭い低地面も北地区とした。北地区は、ハンノキやヤチダモ等の広葉樹林が主体だが、中にはサクラの木も少数ある。

林床はササに覆われ、春は旧カリンバ川沿いにミズバショウ等の草花が豊富に見られ、夏はオオウバユリ、ツリフネソウ、スゲ等が繁茂する。旧カリンバ川の流路は大きく逆S字状に蛇行している。流路は市道団地中央通で分断されているが、地下の配水管を通過して北東側周辺地区（カ

リンバ自然公園)へと続いている。旧カリンバ川は、崖下から出る湧水によってわずかに流れており、湧水地付近はやや広い池状になっている。

低地面には工事跡が幾つか残されている。旧溜め池の水を低地面へ排水するための導水路跡や西側の史跡境界を西から東へ延びる水田用の幅 3mほどの素掘り水路跡が確認できる。また、北端には隣接する私立大学の校舎建設に伴う排土が置かれた盛土地帯もある。盛土は高さ 2~3mほどの緩い丘状を呈し、ヤナギの小木が密生している。

遺跡は、平成 14・15 年度の詳細分布調査によって、地下に縄文時代後期から晩期にかけての遺構・遺物が確認された。

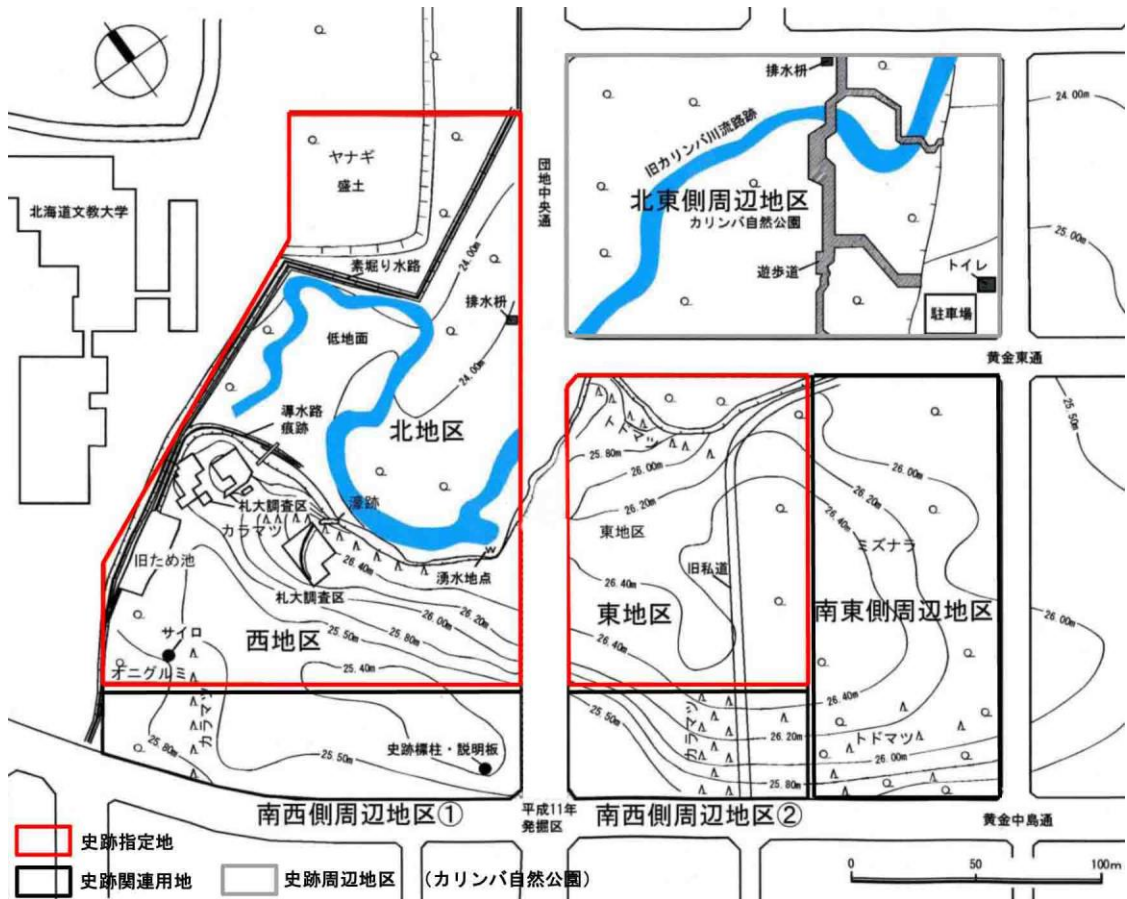


図 19 史跡指定地と周辺地区の現況

第 3 項 史跡周辺地区の現況

史跡指定地周辺は、史跡関連用地と史跡周辺地区があり、以下のとおり 4 か所に区分した。なお、南西側周辺地区は道路を挟んで両側にまたがることから、西側を南西側周辺地区①、東側を南西側周辺地区②とした。

1. 南西側周辺地区① (面積 6,685 m²)

史跡指定地である西地区の南西側に連続する平地で、草地と西側にカラマツの並木、林地がある。南縁は市道黄金中島通に面する。埋蔵文化財包蔵地である。

2. 南西側周辺地区②（面積 4,238 m²）

史跡指定地である東地区の南西側に連続するわずかに傾斜のある土地で、草地と一部林地、植栽されたカラマツ林がある。南縁は市道黄金中島通に面する。埋蔵文化財包蔵地である。

3. 南東側周辺地区（面積 13,528 m²）

史跡指定地である東地区と南西側周辺地区②に連続するミズナラ、トドマツ主体の林。比較的新しい二次林で、南半部にトドマツが多い。埋蔵文化財包蔵地である。

4. 北東側周辺地区（面積 19,000 m²）

市道団地中央通の東側にある低地面の広葉樹林地である。基本的に北地区と同じ植生が見られ、ミズバショウの群落地等がある。「カリンバ自然公園」として利用され、遊歩道、便益施設等が整備されている。埋蔵文化財包蔵地である。

第3節 整備項目の概要

史跡カリンバ遺跡の整備目的は、史跡の保存を図りつつも、来園者が縄文の景観を体感しながら史跡の内容を学習でき、かつ史跡の価値を正しく伝えられる整備である。史跡の保護を第一義としながらも、景観整備、遺跡の保存と活用のための施設計画、学習し散策するための園路、遺跡の調査研究等の整備に重点を置き、下記の5項目に分けて計画する。

第1項 遺跡の保護

- ・包含層保護（地表面の保護、遺物包含層・遺構面の保護）
- ・水量の確保（水文環境調査）
- ・現況地形の把握（現況図の作成、史跡境界杭の設置）

第2項 景観整備

- ・修景（伐木、障害物撤去）
- ・植栽（道路縁辺や草地、林地等の植栽）

第3項 保存・学習、調査・研究

- ・解説板（土坑墓、竪穴住居跡、チャシ跡、低地面の遺跡）
- ・展示、収蔵、体験、調査・研究、管理（ガイダンス施設、埋蔵文化財センター、体験工房施設）
- ・散策（園路）

第4項 付属施設

- ・休憩（休憩施設）
- ・安全（夜間照明、横断歩道表示・信号設置）

- ・ 便益施設 (多目的広場、トイレ)

第5項 サイン

- ・ 標識 (文化財保護法により指定された史跡指定を示す標識)
- ・ 説明板 (文化財保護法により指定された史跡の価値及び範囲等を現地において伝達する)
- ・ 案内、サイン板等 (案内板、記名・誘導サイン板、道路標識)

第4節 整備計画

第1項 全体方針

1. デザインに関する統一コンセプト

カリンバ遺跡の適切な保存と環境、積極的な公開と活用等を目的とする整備計画を進めるためには、遺跡の価値を多くの市民・来訪者にどう伝えるかという視点が必要不可欠となる。

デザイン表現における現代性を高いレベルで追求するために、カリンバ遺跡の空間と出土品から読み取れるデザインのキーワードを手がかりに統一コンセプトを考察する。

(1) 空間に内在する永続性

三千年の時を経て姿を現した土坑墓群や数多くの合葬墓と周辺に残された多数の竪穴住居跡。さらに豊富な副葬品の中でも、櫛・髪飾り輪・紐・腰飾り帯等の朱色を維持し続けた漆製品の耐久性の凄さ。それらを守り続けた段丘・旧カリンバ川・低地が構成する遺構空間が今日まで維持された事実は極めて重い。

(2) 豊満で力強い造形

注口形土器や壺形土器、連珠の勾玉等にみられる膨よかで張りのある造形は、内部に充満する力を感じさせ力強く美しい。熟した木の実を連想させるこの造形力は、電子機器に依存する現代社会では失われつつあり、自然の恵みと一体化した当時の生活様式を背景として培われた力である。

(3) 朱色の美意識

死者を飾った漆塗り装身具は、茶から赤に近い色まで色相に幅があるが、鮮やかな彩度を保つ朱色が基調である。頭飾りの櫛は透かし彫りの有無とは別に両横から弧を描いて上に伸び、二個の頂点を形成する下降曲線が中央で出会う力強い様式美が認められる。さらに頭部から腰までの主要な部位を朱色の紐と帯で飾られた遺体は、漆塗りの光沢面が日中は陽光を受けて輝き、夜は月明かりと焚き火の炎を受けて荘厳な美しさに包まれた葬送空間が生まれるだろうとイメージできる。

キーワード「空間に内在する永続性」から導かれるコンセプトは《後世へとつながる永続性を確保するための空間環境デザインであること。特に外部の厳しい風雪にさらされる施設および付帯設備には十分な耐久性とシンプルなメンテナンスシステムが必要条件である。ガイダンス施設

内での重要文化財指定の実物展示は、空調設備システム完備の展示ケース内でのとなる》

キーワード「豊満で力強い造形」から導かれるコンセプトは《市民及び来訪者にとって、分かりやすくシンプルで気品ある造形による優れた現代デザインであること。文字の書体は言語ごとに種類に統一。色彩は自然界に多い彩度6程度の3色と昼白色を基本とする》

キーワード「朱色の美意識」から導かれるコンセプトは《展示物以外での朱色使用に関しては、展示効果を弱める観点から原則禁止とする。しかし、象徴的意味を持つので場所と目的によっては使用許可できるものとする》

第2項 史跡指定地及び史跡周辺地区における共通事項

1. 遺跡の保護

(1) 包含層保護

- ・段丘面は、オオアワダチソウやムラサキツメクサ等の繁茂する草地である。史跡整備に際しては、基本的に表土の掘削や盛土といった現状変更は実施しない。芝は貼らず、タンポポモドキ（ブタナ）等外来種の侵入を抑制するため、定期的な除草や草刈りを行う。



東地区の現況（南東から）

- ・ガイダンス施設等を建設する南西側周辺地区①等史跡周辺地区も埋蔵文化財包蔵地である。施設等の建設に当たっては、事前に遺跡の記録保存を適切に行う。また、史跡指定理由と関連する遺構が確認された際は、それを避けた区域において施設の建設を検討する。



参考：史跡境界杭
（石川県史跡真脇遺跡）

(2) 水量の確保

- ・旧カリンバ川は、市道団地中央通脇の段丘崖下に湧水があり、わずかに水流がある。史跡内において表流水と地下水を含めた水位、水流、水量等水文環境の調査を継続的に行う。

(3) 現況地形の把握

- ・史跡及びその周辺において詳細な現況図を作成し、史跡の保護と整備に役立てる。
- ・史跡指定地境界に石製の杭等を設置する。

2. 景観整備

(1) 修景

- ・旧サイロ、旧溜め池等の人工物は、安全面と景観への影響から原状回復する。
- ・外来種等遺跡景観としてふさわしくない樹木については、伐採を検討する。
- ・針葉樹のカラマツやトドマツは人工の防風林であり、縄文時代の景観に近づけるために伐採を

検討する。

- ・伐採にあたっては、地下の包含層を傷めないように根元で切断し、伐根は行わない。
- ・支障のある倒木については除去する。
- ・私立大学敷地に張り出す樹木は、伐採、枝払いを行う。
- ・市道団地中央通の街路樹は外来種のイチョウであることから、伐採して新たな樹種とすることを市の担当部局と協議する。



西地区のカラマツ並木（北から）

(2) 植栽

- ・基本的に発掘調査で得られた出土花粉のデータに基づくが、できるだけ現生の樹木を活かした植栽計画とする。
- ・希少種や地域性を表す特徴的な樹種については、保護する。
- ・段丘面の西端には、旧地主宅周辺に残された小規模な林地があり、クルミ、カエデ、シラカンバ等が見られる。これらは、私立大学との境界林としてそのまま利用する。
- ・史跡から道路や住宅街を意識しないように、道路に面して植栽する。
- ・史跡カリンバ遺跡の名称の由来になったサクラの木（エゾヤマザクラ等）も、その他の樹種とバランスを取りながら植栽する。また、漆製品の朱を連想させる紅葉する樹木も植栽する。
- ・漆製品製作に関連して、南西側周辺地区②に小規模なウルシ林を作ることを検討する。
- ・植栽計画は、史跡ボランティア活動の一環として実施していくことを検討する。
- ・段丘面は、包含層上面までが20～25 cmと浅い。よって植栽部分は、木根による攪乱から地下遺構を保護するために盛土を行う。



段丘面西端の林



参考：ウルシ林
（岩手県史跡御所野遺跡）

3. 保存・学習、調査・研究

(1) 基本方針

- ・調査・研究に基づく整備を基本とする。
- ・小学校高学年が理解できる、わかりやすい展示・学習内容とする。
- ・車椅子の方、高齢者の方が安心・安全に見学できるようにバリアフリーを基本とする。
- ・施設やサイン等は、縄文のたたずまいを感じさせるような設計とする。

(2) 遺構展示・表示

- ・大型合葬墓 4 基は、全て市道団地中央通で見つかり、詳細分布調査では確認できなかった。よって現地で土坑墓を見せる遺構保存展示の手法は取らず、ガイダンス施設に集約して大型合葬墓 3 基のレプリカを展示することを検討する。
- ・大型合葬墓と同時期の竪穴住居跡は、史跡内に見つかっていない。よって竪穴住居の復元等は行わず、土坑墓や住居、その他重要遺構に関しては、現地に解説板を設置する。
- ・解説板は、耐久性のある堅牢な素材を使用する。

*現在は AR や VR、QR コードなど様々な情報伝達手段があることから、今後それらも検討する



参考：解説板

(北海道夷王山墳墓群)

(3) 展示、收藏、体験、調査・研究、管理

- ・史跡カリンバ遺跡への理解を助け、また遺跡出土の重要文化財等の適切な管理・保存のため、史跡のガイダンス施設を設置する。
- ・ガイダンス施設で展示・收藏した遺物を除いて、市内の各遺跡で発掘された重要な遺構と遺物を展示・保管する埋蔵文化財センターを設置する。
- ・埋蔵文化財センターには、展示、收藏、学習、調査・研究機能をもたせる。
- ・ガイダンス施設と埋蔵文化財センターにおける展示、收藏は、漆製品や金属製品等があることから空調を完備し、恒温恒湿を基本とする。また、耐震・耐火、盗難防止等に万全の対策を取る。照明等も熱や紫外線の少ないものにする等遺物の管理に万全を期する。
- ・土器、石器、勾玉、漆塗り櫛レプリカ等の製作体験、小・中・高校生等の歴史学習、市民の活動の場等として使用する体験学習施設を設置する。
- ・史跡カリンバ遺跡と縄文文化を正しく理解するための調査・研究を継続させる。
- ・各施設の外観は、史跡景観との調和がとれるように設計する。

(4) 散策

- ・史跡や自然を学ぶための散策路として園路を設定する。
- ・園路は遺物包含層に到達しない、かつ貴重な植生を破壊しないように設計する。
- ・園路の路盤は、段丘面が史跡周辺と同じ土ないしは脱色アスファルト舗装等を検討する。
- ・北地区（低地面）に市道側からアプローチできる木製階段を設置し、低地面を眺められるようにする。
- ・園路にベンチ等休憩施設を設けることを検討する。
- ・史跡内や史跡間（東地区と西地区）に高低差や市道があることから、安全性には十分配慮をする。

4. 付属施設

- ・整備基本構想において、「整備・活用においては貴重な漆文化遺産を後世に継承し、郷土の歴

史学習の場とするとともに、縄文時代のたたずまいを体感できるような場所にする」として
いることから、ベンチ等は景観に配慮し、設置は必要最小限とする。

(1) 休憩

- ・必要最小限のベンチを適切な位置に設置することを検討する。



参考：休憩・解説板
(岩手県史跡御所野遺跡)

(2) 安全

- ・園路や多目的広場に夜間照明の設置を検討する。

(3) 便益

- ・ガイダンス施設等が閉館時にも利用できるトイレを南西側周辺地区①に設置することを検討する。

5. サイン

(1) 標識

- ・標識は、文化財保護法により史跡に指定されていることを現地で示す上で重要なものである。したがって、標識の設置に当たっては史跡の保存と活用の観点から、指定地への導入部分となる南西側周辺地区①を適切な位置として石製標識の設置を検討する。

(2) 説明板

- ・説明板は、文化財保護法により指定された史跡の価値及び範囲等を現地において伝達する上で重要なもので、南西側周辺地区①における設置を検討する。



参考：石製標識
(洞爺湖町史跡入江貝塚)



参考：説明板 (三重県史跡宝塚古墳)

(3) 案内、標柱

- ・南西側周辺地区①に総合案内板、また園路には誘導サイン板等の設置を検討する。



参考：総合案内板
(鹿児島県史跡上野原遺跡)



参考：誘導サイン板
(秋田県特別史跡大湯環状列石)

第3項 史跡指定地における個別事項

1. 東地区

(1) 保存・学習

① 遺構解説板

ア. 竪穴住居跡解説板

- ・大型合葬墓と時期が近い縄文時代晩期前葉と推定される竪穴住居跡3軒が詳細分布調査で確認されている。これらについては現地に解説板を設置することを検討する。



図20 遺構解説板位置図

2. 西地区

(1) 遺跡の保護

①水文環境調査

- ・ボーリング孔を3か所設置し、地下水位の計測を定期的に行う。地下水位に大きな変動があった際は専門家に相談するなどして、対処方法を検討する。

(2) 景観整備

①障害物撤去

- ・旧サイロと旧溜め池は、昭和時代の地主が農業を営んでいた際に作られたものである。
- ・旧サイロは、倒壊の危険があり、また縄文時代の景観に近づけるために撤去する。
- ・旧溜め池は、安全面と景観から埋め戻す。埋め戻しは、史跡の水文環境に与える影響を考慮しつつ行うこととする。



旧サイロ



旧溜め池

(3) 保存・学習

①遺構解説板

ア. 土坑墓群等解説板

- ・市道団地中央通から漆製品が大量に出土した大型合葬墓4基と漆製品や石棒等が副葬された単葬墓等32基、またそれらと同時期の可能性がある竪穴住居跡2基が発掘された。これら縄文後期後葉の土坑墓群と竪穴住居跡は、道路脇に解説板を設置することを検討する。

イ. 竪穴住居跡解説板

- ・西地区北端にある擦文時代前期の竪穴住居跡2軒は、竪穴外に斜めの柱を持ついわゆる「カリンバ型住居」である。これらは学史的に重要であることから、現地に解説板を設置することを検討する。

ウ. カリンバチャシ跡解説版

- ・西地区段丘縁にあるカリンバチャシ跡（掲載番号A-04-126）は、市内に4か所あるチャシ跡の一つであり、現地に解説板を設置することを検討する。

3. 北地区

(1) 遺跡の保護

①水文環境調査

- ・ボーリング孔を1か所設置し、地下水位の計測を定期的に行う。かつ、旧カリンバ川の流路に三角堰を2か所設置し、堰を流れる水量の計測を定期的に行う。地下水位や川の水量に大きな

変動があった際は専門家に相談するなどして、対処方法を検討する。

(2) 景観整備

①修景

ア. 伐木等

- ・林内に生えている樹木や草本については基本的に伐採や除去は行わないが、枝払いや下草刈り等を行う。また、倒木や危険木については除去する。



林内（段丘崖と旧カリンバ川）



林内（旧カリンバ川とミズバショウ）



地表下 1.5～2mの包含層



樹木

図版 10 北地区の景観

イ. 障害物撤去

- ・導水路跡と素掘り水路跡は雪解けの時期には水が溜まるが、夏は乾燥している。これらの水路は、埋め戻して元の地形を復元することを検討する。

ウ. 盛土

- ・北端の盛土は、隣接する私立大学校舎の建設工事で生じた排土であり、厚さが最大約 3m、面積が約 3,000 m²である。盛土は、史跡の水文環境に影響を与える可能性があることからとりあえずは現状を維持する。



素掘り水路跡



盛土のヤナギ林

②植栽

ア. 林地内植栽

- ・北東端付近のオオウバユリ群落は、オオウバユリの根が縄文時代の食料源の一つであった可能性があることから、保護して一定程度の植生域の拡大を図ることを検討する。
- ・希少種であるフクジュソウ等の草花は、保護・拡大を図ることを検討する。
- ・植栽のゾーニングは、今後検討する。



ミズバショウ



オオウバユリ



エゾエンゴサク



フクジュソウ



オオバナノエンレイソウ

図版 11 北地区の草花

○低地面の包含層から検出された花粉

針葉樹

(モミ属) トドマツ

(トウヒ属) エゾマツ

落葉広葉樹

(ヤナギーハコヤナギ属) 各種ヤナギ・ドロノキほか

(クルミ属) オニグルミ

(ハンノキ属) ハンノキ・ケヤマハンノキ

(カバノキ属) シラカンバ・ウダイカンバ

(コナラ亜属) ミズナラ・コナラ・カシワ

(ニレ属) ハルニレ・オヒョウニレ

(カエデ属) イタヤカエデ・ハウチワカエデほか

(シナノキ属) シナノキ・オオバボダイジュ

(ナナカマドーサクラ属) エゾヤマザクラほか

(キハダ属) キハダ

(クマシデ属) サワシバ

(ハウノキ属) ハウノキ・コブシ

(トネリコ属) ヤチダモ

(クリ属) クリ

(ウルシ属) ツタウルシほか

草本

(タデ科) オオイタドリ・ミゾソバほか

(キンポウゲ科) カラマツソウ・アキカラマツ・ニリンソウほか

(セリ科) エゾニュウ・セリ・ヤブジラミほか

(ヨモギ属) オオヨモギ

(キク亜科) アキタブキ・ヨブスマソウほか

(イネ科) ススキ・ヨシ・イワノガリヤス・クマイザサほか

(ゼンマイ科) ゼンマイ・ヤマドリゼンマイ

(ナデシコ科) ミミナグサ・ウシハコベほか

(アブラナ科) タネツケバナほか

(バラ科) オニシモツケ・ナガボホシロワレモコウほか

(マメ科) クサフジほか

(ウコギ科) ウド

(タンポポ科) タンポポ

(イラクサ科) エゾラクサ

(トクサ科) トクサ・スギナ

(カヤツリグサ科) エゾアブラガヤ・スゲ類
(ミズバショウ属) ミズバショウ・ザゼンソウ

*分析：北海道開拓記念館 山田悟郎氏

(2) 保存・学習

①遺構解説板

ア. 低地面の遺跡解説板

- ・低地面では、縄文時代後期から晩期の貯蔵穴や土坑等が確認できた。遺物は、縄文時代後期後葉から晩期前葉の漆塗りの櫛や腕輪、サメ歯、滑石製の玉等が出土した。低地面は縄文時代後期後葉から晩期前葉にかけて、段丘上の墓域に隣接する作業・生活空間として機能していたと考えられることから、遺跡の解説板の設置を検討する。

②散策

ア. アプローチ階段

- ・平成 27 年度に策定した基本計画では「低地面の遺跡学習や動植物観察の散策路として園路（木道）を設置する」と記載していた。だが、北地区の低地面には土中に多くの遺構や遺物が残ることから、今回の改訂版の計画では大半を保護ゾーンとして整備は行わず、後世に残すこととする。よって、園路の設置を取り止めることとし、代わりに市道側から低地面にアプローチできる木製階段を設置し、低地面を眺められるようにする。また、階段付近には低地面の包含層から検出されている花粉分析をもとにした縄文時代の植生解説板の設置を検討する。



参考：植物解説板
(岩手県史跡御所野遺跡)

第 4 項 史跡関連用地における個別事項

1. 南西側周辺地区①

(1) 保存・学習

①展示、収蔵、体験、管理

ア. ガイダンス施設

- ・カリンバ遺跡から出土した遺構と遺物を展示、解説する。大型合葬墓の複製品による遺構展示、重要文化財の漆製品、玉、土器等の展示を検討する。
- ・展示テーマは「赤いウルシのアクセサリー」とし、カリンバ遺跡最大の特徴である漆製品や玉類等の装飾品を中心とした展示を検討する。

イ. 埋蔵文化財センター

- ・市内の各遺跡から出土した埋蔵文化財のうち、ガイダンス施設に展示しない重要な遺構と遺物を展示・解説する。展示する遺物は、市の指定文化財が中心となる。例としては、柏木B遺跡の周堤墓や石棒（縄文後期）、柏木川4遺跡の織物（縄文後期）や手形・足形付土製品（縄文晩期）、西島松5遺跡の漆製品・石製品・土製品（縄文後・晩期）や金属製品（擦文前期）等があげられる。
- ・埋蔵文化財センターには、展示、収蔵、学習及び調査・研究機能をもたせる。

ウ. 体験工房施設

- ・屋内と屋外の体験学習施設。土器作り、野焼き、勾玉作り等の体験、小・中・高校生等の歴史学習、市民サークルの活動の場等として使用する。

エ. 多目的広場

- ・各種体験事業や遺跡のガイドツアーの集合場所等に使用する多目的広場を設置する。

第5項 史跡周辺地区における個別事項

1. 北東側周辺地区（カリンバ自然公園）

(1) 遺跡の保護

①水文環境調査

- ・旧カリンバ川の流路に三角堰を1か所設置し、堰を流れる水量の計測を定期的に行う。川の水量に大きな変動があった際は専門家に相談するなどして、対処方法を検討する。

(2) 保存・学習

①散策

ア. 園路

- ・既に園路が整備されており、植物の解説板もある。

(3) 付属施設

①駐車場

ア. 駐車場

- ・3台のみだが、既に駐車場が設置されている。

②便益

ア. トイレ

- ・既に設置されている。

2. その他地区

(1) 付属施設

①安全

ア. 横断歩道設置

- ・見学者の安全を考慮し、見学ルート上の道路を横切る場所に横断歩道や信号の設置を検討する。
- ・設置検討箇所は、東地区と北東側周辺地区間の市道黄金東通上である。

(2) サイン

①道路標識、看板

- ・史跡 PR 用の案内板を、国道 36 号線恵庭バイパス、道道江別恵庭線（旧国道 36 号線）に設置することを検討する。
- ・史跡へのアクセス案内を市内各所に設置する。設置場所は、国道 36 号線恵庭バイパス、道道江別恵庭線、基線、川沿大通、団地中央通、黄金学園通、黄金中島通等を検討する。



参考：標識等
(熊本県立装飾古墳館)



参考：標識
(石川県史跡真脇遺跡)



参考：案内
(石川県史跡真脇遺跡)

表4 整備項目一覧(1)

史跡指定地

大項目	中項目	小項目	計画
遺跡の保護	包含層保護	地表面保護	東西地区の草刈りを実施
		史跡現況図の作成	史跡及びその周辺において、縮尺1/500の現況図を作成
		史跡境界杭の設置	史跡指定地境界に石製の杭を設置
		水文環境調査	地下水位と旧カリンバ川の水量の計測等を行う
景観整備	修景	伐木等	カラマツ・トドマツ並木・雑木・支障木等伐採、枝払い、下草刈り
		障害物撤去	旧溜め池・導水路跡・素掘り水路跡の埋め戻し、サイロ撤去
		盛土	とりあえず現状維持
	植栽	道路縁辺植栽	東西地区の植栽。植栽部分は盛土
		境界林	西地区に既にある林地を私立大学との境界林としてそのまま利用
		林地内	北地区において広葉樹を植栽
保存・学習	遺構解説板	竪穴住居跡解説板	東地区に縄文晩期前葉の竪穴住居跡3軒の解説板を設置
		土坑墓群等解説板	西地区に漆製品等が副葬され縄文後期後葉の土坑墓36基等の解説板を設置
		竪穴住居跡解説板	西地区に擦文前期の竪穴住居跡2軒の解説板を設置
		カリンバチャシ跡解説版	西地区にアイヌ文化期チャシ跡の解説板を設置
		低地面の遺跡解説板	北地区に縄文後期後葉から晩期前葉に作業・生活空間として機能していた低地面の解説板を設置
	散策	園路	東西地区に史跡学習散策路
		アプローチ階段	北地区に史跡及び自然学習のための木製階段を設置
付属施設	安全	夜間照明	東西地区の遊歩道、北地区のアプローチ階段に設置を検討
	休憩	休憩施設	ベンチを設置
サイン	標柱	標柱	園路に誘導サイン板の設置を検討

表5 整備項目一覧(2)

史跡周辺地区

大項目	中項目	小項目	計画
遺跡の保護	包含層保護	地表面保護	南西側周辺地区①・②の草刈りを実施
		史跡現況図の作成	史跡及びその周辺において、縮尺1/500の現況図を作成
		水文環境調査	北東側周辺地区で旧カリンバ川の水量の計測
景観整備	修景	伐木	南西側周辺地区①・②のカラマツ並木・雑木伐採
	植栽	境界林	南西側周辺地区①は既にある林地を私立大学との境界林としてそのまま利用
		道路縁辺植栽	南西側周辺地区①・②においてサクラの木などを植栽。植栽部分は盛土
		草地内植栽	南西側周辺地区②において、漆製品に関連して小規模なウルシ林を整備
保存・学習	展示・収蔵・体験・管理	ガイダンス施設	南西側周辺地区①に史跡のガイダンス施設設置。大型合葬墓復元展示、重要文化財展示・収蔵
		埋蔵文化財センター	南西側周辺地区①に展示、収蔵、学習及び調査・研究機能をもった埋蔵文化財センターを設置
		体験工房	南西側周辺地区①に屋内と屋外の体験学習施設設置。市民サークル活動の場
		多目的広場	南西側周辺地区①に各種体験事業等に使用する多目的広場を設置
	散策	園路	南西側周辺地区①・②において散策路設置。北東側周辺地区は既に木道が整備済み
付属施設	便益	屋外トイレ	南西側周辺地区①において駐車場脇に設置することを検討
	安全	夜間照明	南西側周辺地区①・②の駐車場と遊歩道に設置を検討
		横断歩道設置	市道団地中央通と市道黄金東通に設置を検討
サイン	標識	石製標識	南西側周辺地区①に史跡を示す石製標識の設置を検討
	説明板	説明板	多目的広場に史跡の価値や範囲を示す説明板の設置を検討
	案内・標柱	案内・標柱	史跡南西側周辺地区①に総合案内板や誘導サイン板の設置を検討
	道路標識・看板	道路標識・看板	アクセスポイントに遺跡案内標識、看板設置を検討

第5節 施設計画

第1項 史跡指定地

1. 遺跡解説板

(1) 縄文時代後期後葉の土坑墓群と竪穴住居跡

市道団地中央通から漆製品が大量に出土した大型合葬墓4基と漆製品と石棒等が副葬された単葬墓等32基が発掘された。また、それらと同時期の可能性のある竪穴住居跡2基も検出されている。これら土坑墓群と竪穴住居跡は、市道脇に解説板の設置を検討する。

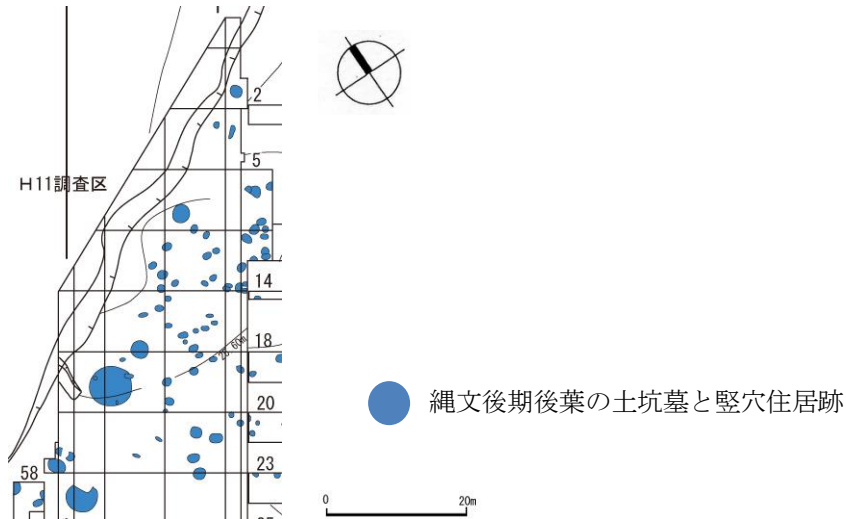


図21 解説板を設置する縄文後期後葉の土坑墓群と竪穴住居跡

(2) 縄文時代晩期前葉の竪穴住居跡

史跡内において、縄文時代後期後葉の大型合葬墓と同時期の竪穴住居跡は確認されていないことから、大型合葬墓と構築時期の近い晩期前葉の住居跡である東地区3軒（JH-9・10・12）の解説板の設置を検討する。

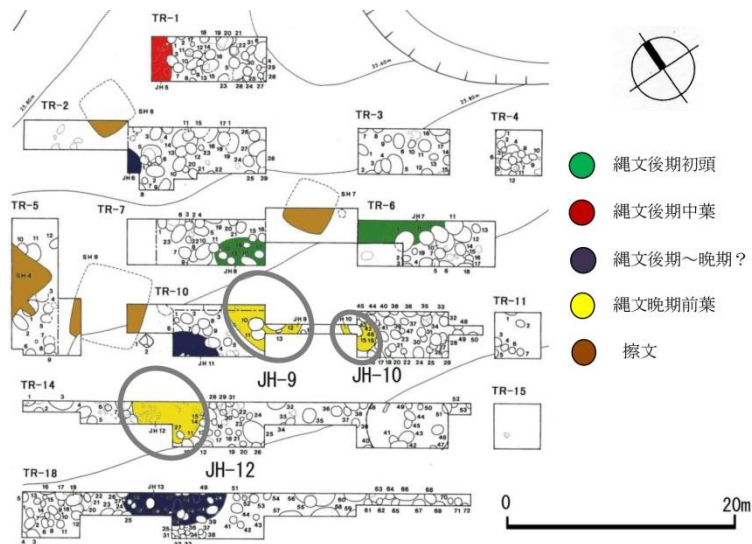


図22 解説板を設置する縄文晩期前葉の竪穴住居跡

(3) 擦文時代前期の竪穴住居跡

カリンバ遺跡では、縄文時代以外にも擦文時代やアイヌ文化期の住居跡が確認された。中でも、札幌大学が調査した西地区にある擦文時代前期の竪穴住居跡2軒（SH-10・11）は、竪穴外に斜めの柱を持つ構造で、「カリンバ型住居」という名の由来となった住居跡である。学史的に重要なこれらの竪穴も解説板の設置を検討する。

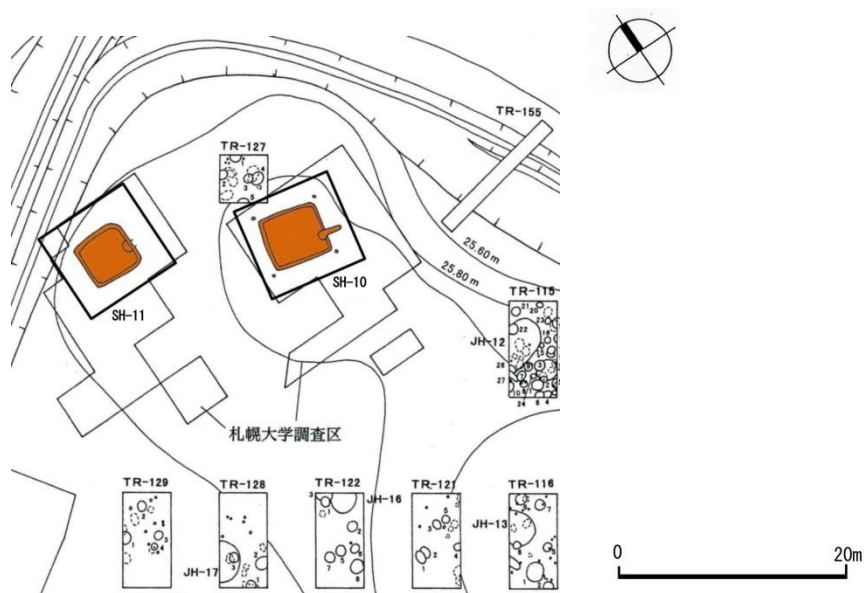


図 23 解説板を設置する擦文前期の竪穴住居跡

(4) アイヌ文化期のチャシ跡

西地区段丘縁にあるカリンバチャシ跡（登録番号A-04-126）は、市内に4か所あるチャシ跡の一つであり、現地に解説板の設置を検討する。

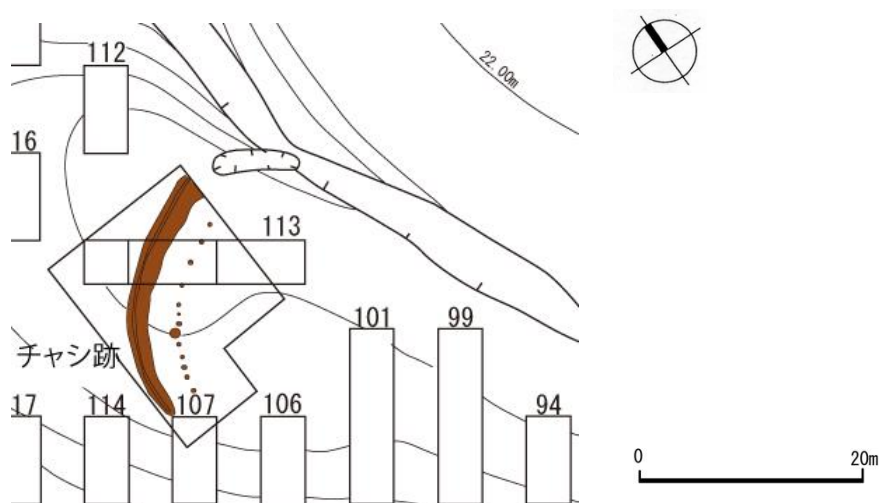


図 24 解説板を設置するアイヌ文化期のチャシ跡

(5) 低地面の遺跡

低地面では、縄文時代後期から晩期の貯蔵穴や土坑等が確認できた。遺物は、縄文時代後期後葉から晩期前葉の漆塗りの櫛や腕輪、サメ歯、緑泥石岩製の玉等が出土した。低地面は、縄文時代後期後葉から晩期前葉にかけて、段丘上の墓域に隣接する作業・生活空間として機能していたと考えられることから、遺跡の解説板の設置を検討する。

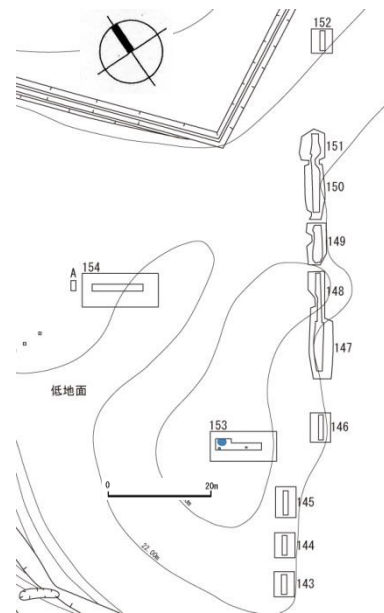


図 25 解説板を設置する縄文後期後葉から晩期前葉の作業・生活空間

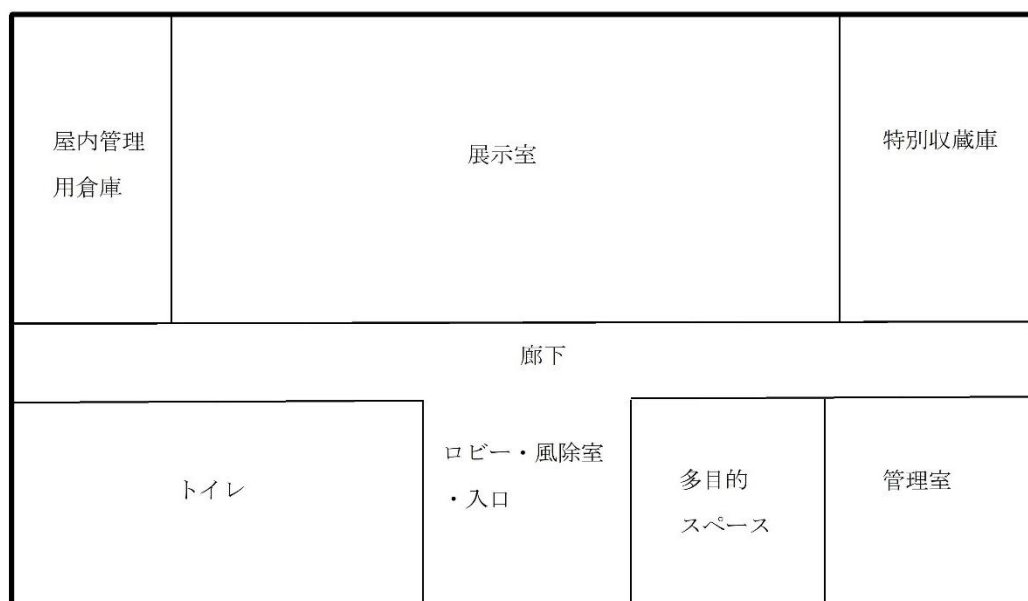
第 2 項 史跡関連用地

1. ガイダンス施設

(1) 基本方針

- ・カリンバ遺跡から出土した遺構と遺物を展示、解説する。写真、イラスト及び映像等を多用したわかりやすい内容とし、史跡への理解を深める。
- ・展示テーマは「赤いウルシのアクセサリー」とし、カリンバ遺跡最大の特徴である漆製品や玉類等の装飾品を中心とした展示とする。

○ガイダンス施設各室（この図は現段階でのイメージです）



0 5m

図 26 ガイダンス施設イメージ図

表6 ガイダンス施設各室一覧

区分	室名	面積 (㎡)	備考
遺構・遺物・映像展示	展示室	80	大型合葬墓複製品による遺構展示。重要文化財等の遺物展示。遺跡の調査風景等の映像展示。耐震・耐火、空調完備
特別収蔵	特別収蔵庫	20	耐震・耐火、空調完備。木製棚。前室あり
多目的	多目的スペース	15	本棚、テーブル、椅子等設置
管理	管理室	15	常駐管理者、ボランティアガイド
	屋内管理用倉庫	15	更衣室、機械室
その他	トイレ	30	男女別、多機能トイレあり
	入口・風除室・ロビー・廊下	60	掲示板等設置
計		235	

(2) 遺構・遺物・映像展示

・展示室の広さは80㎡程度とする。

○ガイダンス施設展示室（この図は現段階でのイメージです）

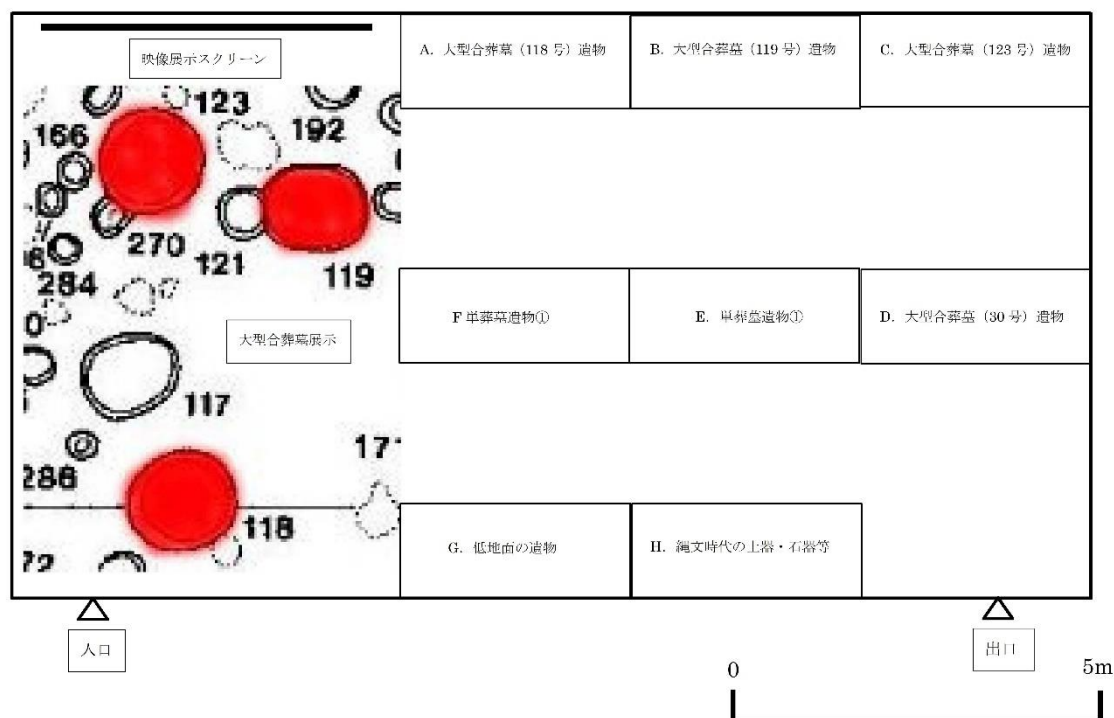
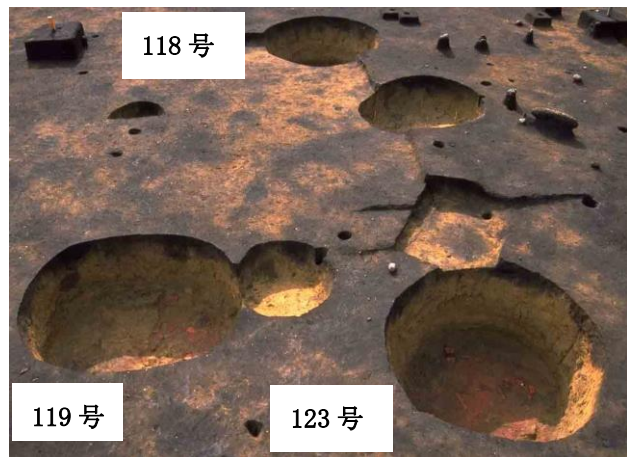
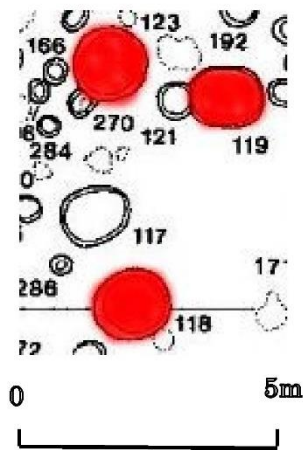


図27 展示室イメージ図

①大型合葬墓展示

・カリンバ遺跡で確認された大型合葬墓4基は、既に現地にはないが、そのうち3基（118・119・123号）は複製品があり、現在郷土資料館等に展示している。それら縄文後期後葉の大型合葬墓複製品3基は、床下で発掘調査時と同じ位置関係で配置する。同時期の単葬墓は、検出時の状況である黒色土のプランで表現する。見学者は、透明な強化ガラス等越しに床下の大型合葬墓を見学する。

○大型合葬墓展示



○大型合葬墓の副葬品出土状況

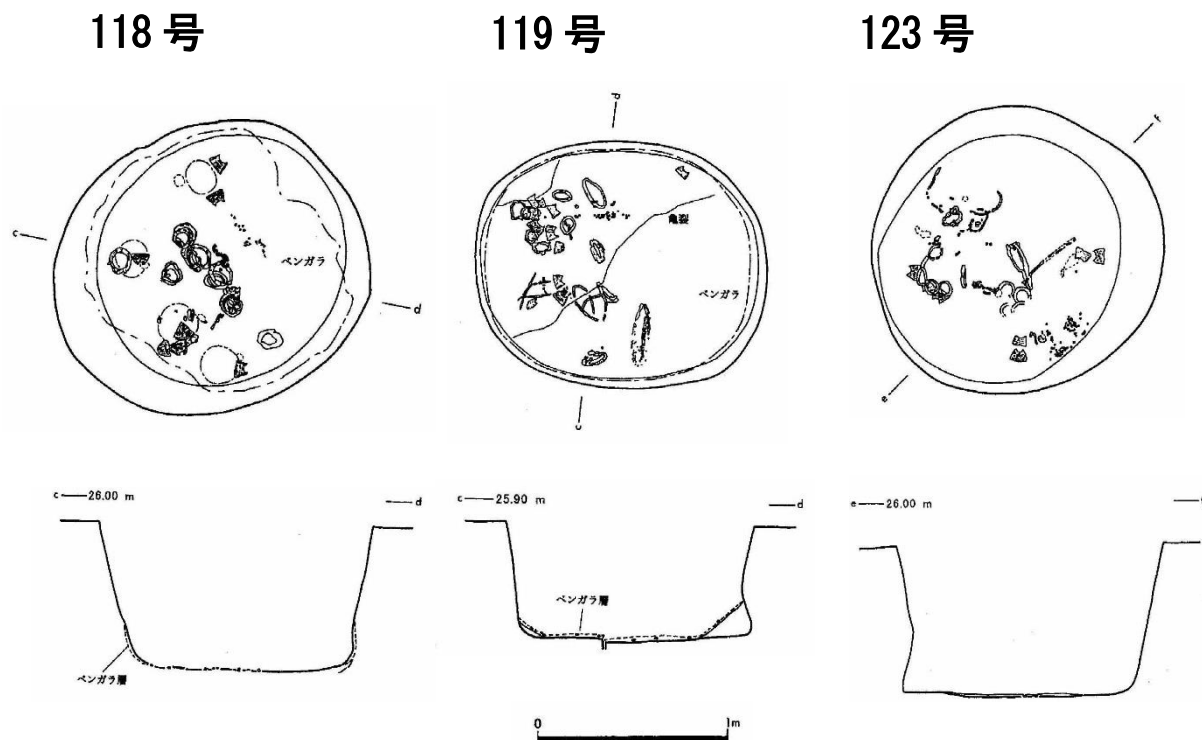


図 28 大型合葬墓展示イメージ図と副葬品出土状況

②遺物展示

ア. 基本方針

- ・ 史跡カリンバ遺跡への理解を助ける展示とする。

イ. 装飾品

- ・ 展示テーマは「赤いウルシのアクセサリー」とし、カリンバ遺跡最大の特徴であり、多量に出土した漆製品、玉類、サメ歯等の装飾品を中心とした展示とする。
- ・ 漆製品の展示は、実物を基本とする。

ウ. その他の遺構・遺物

- ・ カリンバ遺跡を中心に栄えていた豊かな装飾文化を持った人々が、どのような生活を送っていたのかをわかりやすく理解できる展示とする。具体的には土器や石器、動物や植物の遺存体、石棒等を展示し、何をして、何を食べ、何を考えていたのかが学べるわかりやすい展示を目指す。
- ・ 段丘面の墓域と低地面の生活・作業空間の関連が理解できる展示とする。

A. 大型合葬墓（118号）展示遺物と解説パネル

○大型展示ケースを使用して、大型合葬墓である118号墓出土の重要文化財を展示する。壁面には、118号墓の解説パネルを掲示する。

○展示品は以下の遺物から代表的なものを抽出する。

- ・ 漆製品（複製品）22点（櫛10点、髪飾り1点、腕輪10点、胸飾り1点）
- ・ 玉類51点（小玉48点、勾玉3点）
- ・ 土器4点（浅鉢2点、注口2点）



漆製品（櫛）



玉類



土器

B. 大型合葬墓（119号）展示遺物と解説パネル

○大型展示ケースを使用して、大型合葬墓である119号墓出土の重要文化財を展示する。壁面には、119号墓の解説パネルを掲示する。

○展示品は以下の遺物から代表的なものを抽出する。

- ・ 漆製品（複製品）29点（櫛13点、髪飾り2点、額飾り2点、耳飾り3点、腕輪6点、かんざし3点）
- ・ 玉類131点（小玉123点、勾玉8点）



漆製品（櫛）



漆製品（耳飾り）



玉類

C. 大型合葬墓（123号）展示遺物と解説パネル

○大型展示ケースを使用して、大型合葬墓である123号墓出土の重要文化財を展示する。壁面には、123号墓の解説パネルを掲示する。

○展示品は以下の遺物から代表的なものを抽出する。

- ・漆製品（複製品）15点（櫛7点、額飾り4点、耳飾り2点、髪飾り2点）
- ・玉類139点（小玉130点、勾玉9点）
- ・サメ歯1点
- ・土器1点（注口）



漆製品（櫛）



玉類



サメ歯

D. 大型合葬墓（30号）展示遺物と解説パネル

○大型展示ケースを使用して、大型合葬墓である30号墓出土の市指定文化財を展示する。壁面には、30号墓の解説パネルを掲示する。

○展示品は以下の遺物から代表的なものを抽出する。

- ・漆製品15点（櫛9点、腕輪6点）
- ・玉類270点（小玉263点、勾玉5点、垂飾2点）
- ・石棒1点



漆製品（櫛）



玉類



石棒

E・F. 単葬墓等①・②展示遺物と解説パネル

○大型展示ケース2個を使用して、単葬墓等20基から出土した市指定文化財を展示する。壁面には、単葬墓等の解説パネルを掲示する。

○展示品は以下の遺物から代表的なものを抽出する。

- ・漆製品10点（櫛10点）
- ・玉類359点（小玉317点、大玉1点、勾玉18点、垂飾1点、蜜柑玉10点、貝化石1点、玉斧1点）
- ・石棒3点
- ・縄文土器1点（壺）

・サメ歯 11 点



漆製品 (櫛、117 号墓)



玉類 (78 号墓)



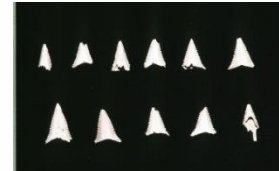
玉類 (57 号墓)



石棒 (75 号墓)



土器 (80 号墓)



サメ歯 (135 号墓)

G. 低地面の遺物と解説パネル

○大型展示ケースを使用して、低地面から出土した遺物を展示する。壁面には、低地面の解説パネルを掲示する。

○展示品は以下の遺物から代表的なものを抽出する。

・漆製品、玉類、土製品、骨製品、石器、縄文土器、サメ歯等



土器



台石と土器



サメ歯、玉類、土製品、骨製品

H. 縄文時代の土器や石器等と解説パネル

○大型展示ケースを使用して、墓や低地面以外から出土した遺物を展示する。壁面には、縄文時代におけるカリンバでの生活の解説パネルを掲示する。

○展示品は以下の遺物から代表的なものを抽出する。

・縄文土器、石器、土製品、石製品、動物遺存体



土器



剥片石器



礫石器等

③映像展示

- ・大型スクリーンで史跡カリンバ遺跡の理解を深めるための映像を上映する。
- ・映像は、縄文時代後期後葉から晩期前葉の装身文化、埋葬習俗、当時の暮らしの様子を紹介を中心とするが、それ以外の時期のカリンバ遺跡や発掘調査の様子、カリンバ遺跡の成り立ち等各種映像メニューを用意する。映像メニューは、来館者が自由に選べるようにする。
- ・時間は、3分程度と10分程度の映像を用意する。

(3) 特別収蔵

- ・特別収蔵庫の広さは20㎡程度とする。
- ・展示していないカリンバ遺跡の重要文化財漆製品等を収蔵・保管する。
- ・廊下と収蔵庫の間に前室を設ける。
- ・保管棚は遺物に優しい木製棚とし、遺物の管理に万全を期する。

(4) 多目的

- ・多目的スペースの広さは15㎡程度とする。
- ・テーブルと椅子を設置して関係書物を読書してもらいながらカリンバ遺跡について理解を深めってもらう場所とする。

(5) 管理

①管理室

- ・管理室の広さは15㎡程度とする。
- ・管理室には、常駐の管理者とボランティアガイドが駐在することを想定している。

②屋内管理用倉庫

- ・屋内管理用倉庫の広さは15㎡程度とする。
- ・更衣室や機械室として利用することを想定している。

(6) その他

①トイレ

- ・トイレの広さは30㎡程度とする。
- ・男女別のトイレと多機能トイレの設置を検討する。

②入口・風除室・ロビー・廊下

- ・入口・風除室・ロビー・廊下の広さは60㎡程度とする。
- ・ロビーや廊下には掲示板等の設置を検討する。

2. 埋蔵文化財センター

(1) 基本方針

恵庭市には、カリンバ遺跡以外にも各時代に北海道を代表する遺跡が数多く存在する。主な例として、縄文後期から晩期にかけての西島松5遺跡、柏木川4遺跡、柏木B遺跡が挙げられる。

西島松5遺跡では、後期後葉から晩期前葉にかけて、多数の漆塗り装身具や玉等豪華な副葬品を伴う土坑墓が確認され、漆製品の質と量はカリンバ遺跡に引けを取らない。柏木川4遺跡は、縄文時代最大級の織物（後期後葉）と赤ちゃんの手形・足形付土製品（晩期後葉）が出土し話題となった。柏木B遺跡は周堤墓と呼ばれる後期後葉の共同墓地が初めて全面発掘調査され、全国的な注目を集めた。これらの事実は縄文時代後期から晩期にかけて、豊かな精神性を持った独自の縄文文化が恵庭の地で特に栄えていたことを物語っている（市教委 1981・2003a・2003b・2004、（財）北海道埋蔵文化財センター 2007・2009）。また、続縄文時代後期から擦文時代前期にかけて、恵庭では多くの墓がみつまっている。西島松5遺跡やユカンボシE7遺跡等で金属製品が多数副葬された土坑墓群、同じく西島松5遺跡で周溝墓、柏木東遺跡で北海道式古墳、柏木川1遺跡で盛土墓、茂漁2遺跡で和同開珎が確認されている。このうち西島松5遺跡の刀類等土坑墓副葬品は文化庁の重要考古資料に選定されている。これらは、当時の北海道と本州の関係性を考える上で欠かせない重要な遺跡であり、また当時の恵庭が北海道の中心地であった可能性も示唆している（後藤・曾根原 1934、恵庭町教育委員会 1966、北海道文化財保護協会 1971、（財）北海道埋蔵文化財センター 2002）。

このように全国的にも貴重な遺構や遺物が出土していることから、史跡関連用地に埋蔵文化財センターを建設する。埋蔵文化財センターは、埋蔵文化財の保護、保存・活用を図るため、調査研究を行うとともに、出土文化財等の収蔵保管、展示公開並びに文化財保護思想の普及啓発を図る総合的な機能を有する施設である。

埋蔵文化財センターの詳細は、別冊の恵庭市埋蔵文化財センター編に記載した。

3. 体験工房施設

(1) 基本方針

展示や図書を見るだけでなく、体験しながら学べる施設とする。玉、土器、石器、漆塗り櫛レプリカ等の製作体験等を通じて縄文文化を学ぶ。対象は基本的に小学校高学年以上とするが、全市民が参加できるような企画も考える。

(2) 屋内体験工房室

- ・玉、土器、漆塗り櫛のレプリカ等の製作を行える屋内施設とする。
- ・見学・修学旅行生に対応できるよう40名程度は一度に体験できるような空間とする。

(3) 野外体験広場（屋根付き）

- ・体験工房に付随するスペースとして、土器の野焼き施設、石器作り等に使用できる屋根付きの作業空間を確保する。
- ・伊達市史跡北黄金貝塚で好評の体験発掘施設の設置も検討する。

○体験工房施設平面図（この図は現段階でのイメージです）



0 5m

図 29 体験工房施設イメージ図

表 7 体験工房施設各室一覧

区 分	室 名	面積(m ²)	備 考
体験工房施設	屋内体験工房室	60	土器、玉、漆塗り櫛等の製作体験
	倉庫等	25	
	野外体験広場	115	土器野焼き、石器作り等体験
計		200	

4. 屋外トイレ

南西側周辺地区①に屋外トイレの設置を検討する。

表 8 屋外トイレ一覧

区 分	室 名	面積(m ²)	備 考
便 益	屋外トイレ	40	

第 6 節 運営及び体制等について

第 1 項 方針

史跡整備の実施にあたっては、市教委内部及び市長部局との協力体制、学芸員を始め事務職員等の整備担当職員の確保が必要不可欠である。

また、史跡の運営に際しては、学芸員や事務職員、管理人等以外にも、市民ボランティアや地域住民等の協力が不可欠であることから、ボランティア団体の育成にも努力する。

第2項 地域住民及び利用者の参画

史跡の整備事業は、市民の理解が不可欠で、史跡の利用者である地域住民の積極的参加は欠かせないものである。そのために事業内容について十分説明し、市民の理解を求めていく。

史跡の保護と活用には、地域住民の参画が不可欠であることから、史跡の活用、運営について、町内会やカリンバの会、ボランティア団体等を含め、住民が史跡に対して関わることのできる運営方法を検討する必要がある。地域住民の参画により、利活用が活性化するのはもちろん、地域への愛着心も醸成されると考えられる。史跡が地域の誇るべき文化遺産として活用されるため、植栽や遺跡に関わる催事等、一般の方々が気軽に参加できる事業も計画する。

第3項 縄文を軸とした広域的な連携

恵庭市は、現在「北海道縄文のまち連絡会」や「全国史跡整備市町村協議会」に参加していることから、石狩低地帯南部に存在する恵庭市と同様に多くの遺跡をもつ千歳市を始め、近隣市町村及び遠距離の史跡保有市町村とのネットワークを利用して、史跡の活用を図る。

第4項 事業推進のための組織体制

史跡は、地域の生涯学習や観光等を通して、地域の中核となりうるものである。したがって、史跡の保存と管理にあたっては「まちづくり」の一環として、さまざまな組織、人々の連携による運営体制をつくり上げる必要がある。

事業の実施にあたっては、市職員（学芸員・事務職員）を配置する等、専任の事業組織体制を確立しておくことが重要である。また史跡整備にあたっては、市教委及び市長部局を含めた協力体制が必要となる。さらに、整備後の円滑な運営、管理にあたっては、市職員（学芸員・事務職員・管理人）を配置する等、十分な人員確保が必要不可欠である。

第7節 活用計画

第1項 基本方針

史跡カリンバ遺跡の利活用については、市教委が市長部局や遺跡のボランティア団体の協力を得ながら進めていく。市民はもちろん広く道内外の人々に訪れてもらうために、整備にあたってはハードとソフトの両面から進める必要がある。

史跡は、将来へ引き継ぐ貴重な文化財であると同時に、学校教育や生涯教育の場として活用できる素材である。そのためにも縄文祭り、講演会、体験学習会、企画展等の各種イベントを実施し、ひいては、まちづくり、人づくりに役立てる場として活用を図る。

また、住宅地に近い立地を活かし、地域住民が散策等日常的に利用できる場となるような運営・管理計画を立てる。

第2項 利活用のための整備

史跡の活用にあたっては、市の広報、民間情報誌、インターネット等による情報発信を積極的に行うことが重要になる。遺跡に関連する情報の積極的な提供や、定期的なイベントの開催等、常に興味をもってもらうための方策が必要である。その一環として、発掘調査や資料調査を計画し、史跡カリンバ遺跡から得られる新たな縄文文化の情報発信を目指す。

また、近隣の文化財と有機的なつながりを持ち、互いに共同活用していくシステム構築を計画する。それにより、来訪者にとって魅力ある史跡を提供し、同時に各方面への波及効果を高め、特色あるまちづくりへ寄与する。

第3項 普及・啓発

ホームページ等により、史跡の案内やイベント、資料や発掘の調査状況、観光関連案内等、各種の情報発信を行うほか、印刷物による史跡パンフレット、文化財ルートマップ、観光パンフレット等の作成・配布、さらに市観光協会と連携した普及活動を展開する。

第4項 地域住民

黄金地区を始めとする地域住民の整備事業への参画を図り、整備後の利活用、管理・運営のための人材育成や組織作りを進める。

第5項 利活用計画

利活用計画例としては、以下のような事項が考えられる。

1. 縄文祭り、体験学習会、特別展、講演会、出前講座等各種イベントの実施
2. 学校教育での活用
 - (1) 総合学習や社会科授業での地域・歴史学習
 - (2) 段丘面や低地面の植物観察・学習
 - (3) 市内の子供たちの遠足・校外学習、市外からの見学・修学旅行生の受け入れ
 - (4) 教職員の地域の歴史、埋蔵文化財に関する研修
 - (5) 子供たちによるゴミ拾い、清掃活動等の公園整備活動
3. 市民による史跡活用イベントの企画・運営や、史跡の保護活動支援
 - (1) 段丘面の空間を利用した各種イベント等の企画・運営活動支援
 - (2) 史跡案内、体験学習及び植樹等を行うボランティアガイドの育成やボランティア活動への支援

第6項 ネットワークの構築

史跡カリンバ遺跡は恵庭市を代表する文化財であり、地理的環境を活かした整備活用を進めることによって観光レクリエーションの拠点となる好位置にある。史跡の近隣には、ユカンボシ川流域に恵庭公園遺跡を始め多くの埋蔵文化財包蔵地があり、柏木川・茂漁川流域の遺跡群、さらに千歳市域に存在する縄文時代後期の史跡キウス周堤墓群や擦文時代の史跡ウサクマイ遺跡等、見学ルートに設定可能な文化財も数多く存在する。

一方、施設では郷土資料館、黄金ふれあいセンター、道と川の駅、学校法人鶴岡学園（北海道文教大学及び北海道文教大学付属高校）、小中高校、さらに千歳市には埋蔵文化財センター、サケのふるさと千歳水族館が存在する等、関連施設も多い。これら文化財と関連施設とのネットワークづくりも必要となる。また、史跡周辺には国道36号線恵庭バイパスやJR恵庭駅があり、将来延伸が計画されている札幌恵庭自転車道線（サイクリングロード）も史跡周辺を通る計画である。これらは史跡活用にとって大きなメリットである。交通の要所に案内板、道標を設置する等、ネットワーク化によって史跡活用の相乗効果を図る。

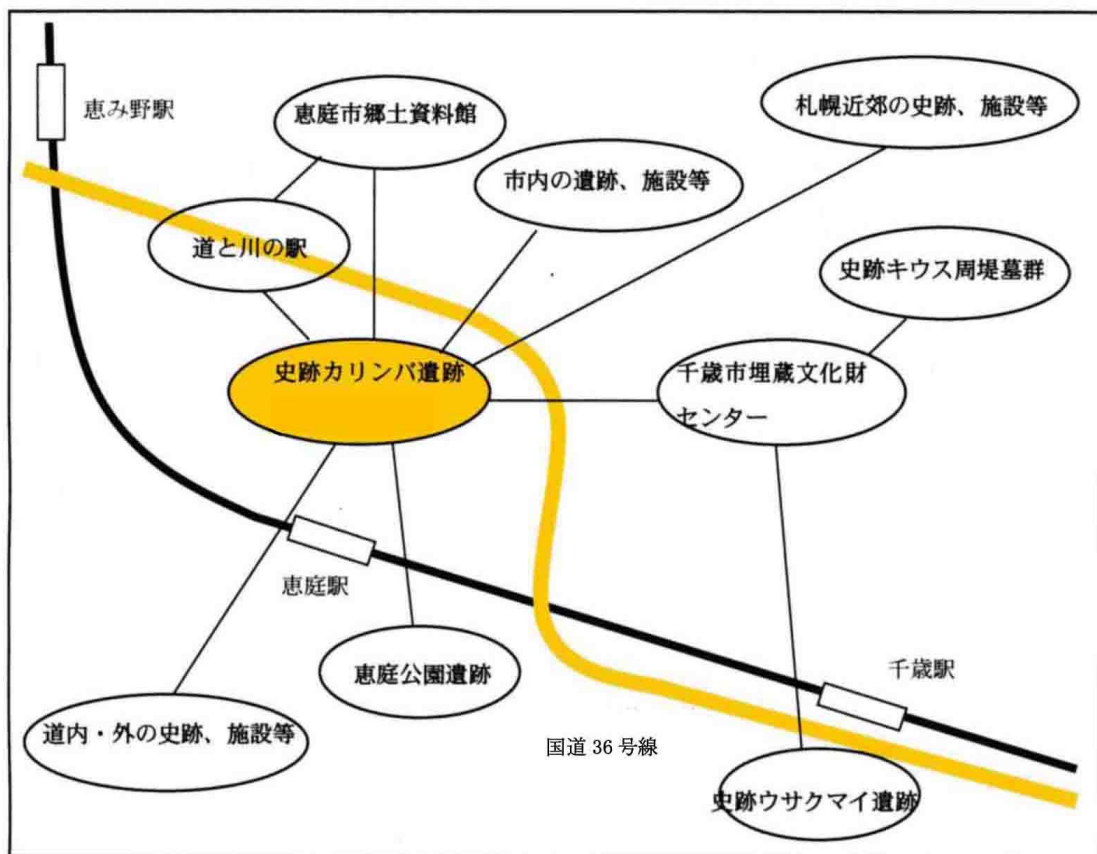


図30 ネットワーク概念図

第8節 整備事業の進め方について

史跡カリンバ遺跡及び周辺の整備は、本基本計画改訂版に従い事業を進めていくこととする。史跡カリンバ遺跡は既に分布調査を終え、遺跡の範囲は確定している。今後、史跡用地の公有化も新たに発生することはないことから、基本計画の策定後は、各種整備へと順次進めていく方針である。

整備は環境整備を優先し、表9のとおり令和6年度から8年度の短期計画として位置付ける。また、環境整備は、先に西地区と北地区を中心に行うこととし、基本設計、実施設計の後、整地、伐採、旧溜め池等の埋め戻しと旧サイロの解体、園路・解説板・多目的広場設置、植栽等を行う計画である。

東地区の現地整備、南西側周辺地区①のガイダンス施設や体験工房施設、埋蔵文化財センターの建設は令和9年度以降の長期的な整備計画として位置付け、短期計画の終了後の整備を見据えて再度検討して行く。

現地にガイダンス施設ができるまでは各種情報伝達手段（ARやQRコードなど）を含む様々な手法を活用して、史跡を理解していただけるよう周知を図っていくこととする。

表9 年次計画

史跡カリンバ遺跡整備年次計画(R6～R9)

整備項目	短期			長期
	R6	R7	R8	
基本設計	■			R9～
実施設計		■		
整地、伐採			■	
旧ため池・水路埋戻し、旧サイロ解体			■	
史跡標柱・説明板・解説板・園路・多目的広場等設置			■	
植栽			■	
短期計画概算額 (R6～8)			51,000千円	
東地区現地整備、ガイダンス施設等				■

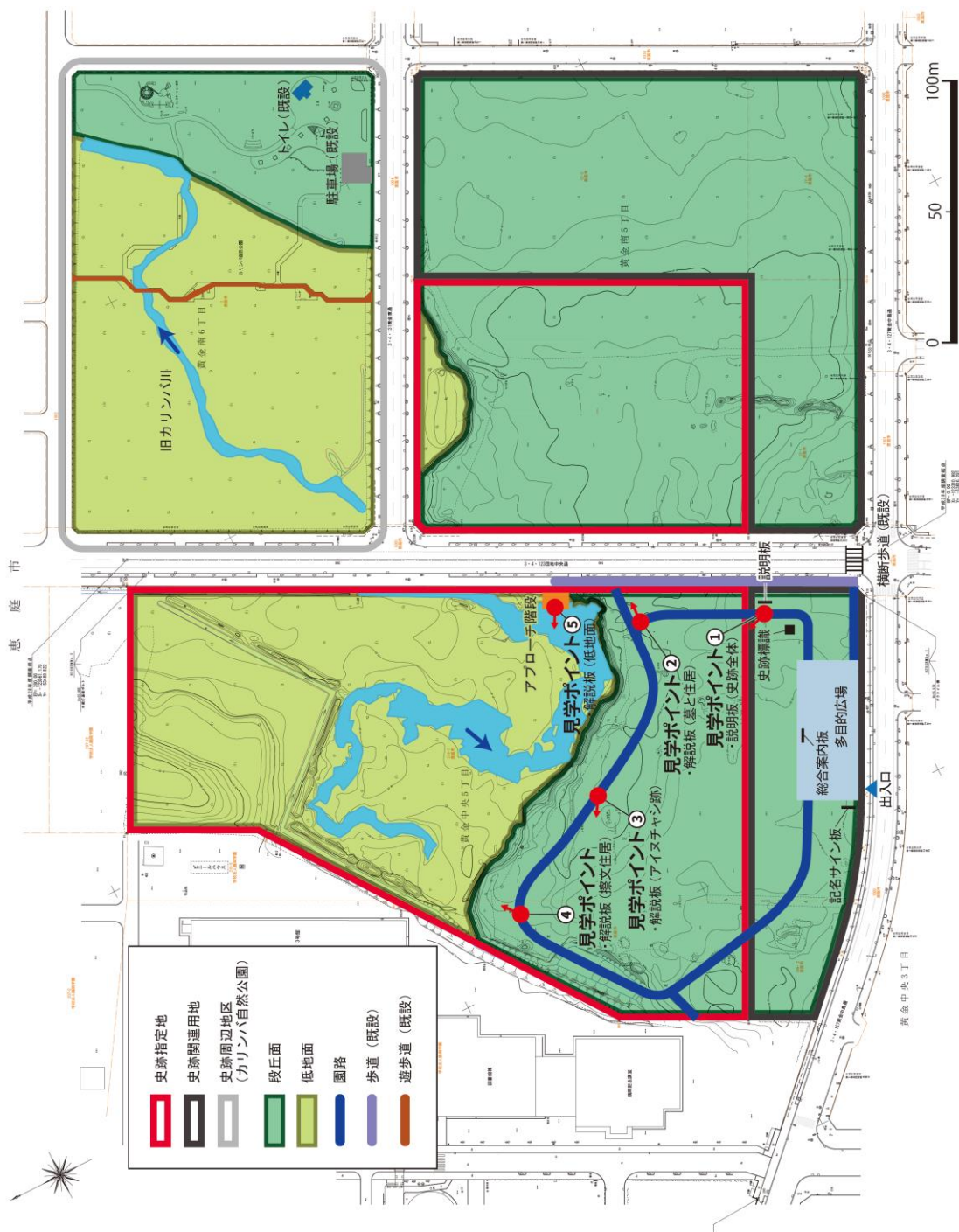


図 31 史跡カリンバ遺跡整備構想イメージ図 (短期計画)

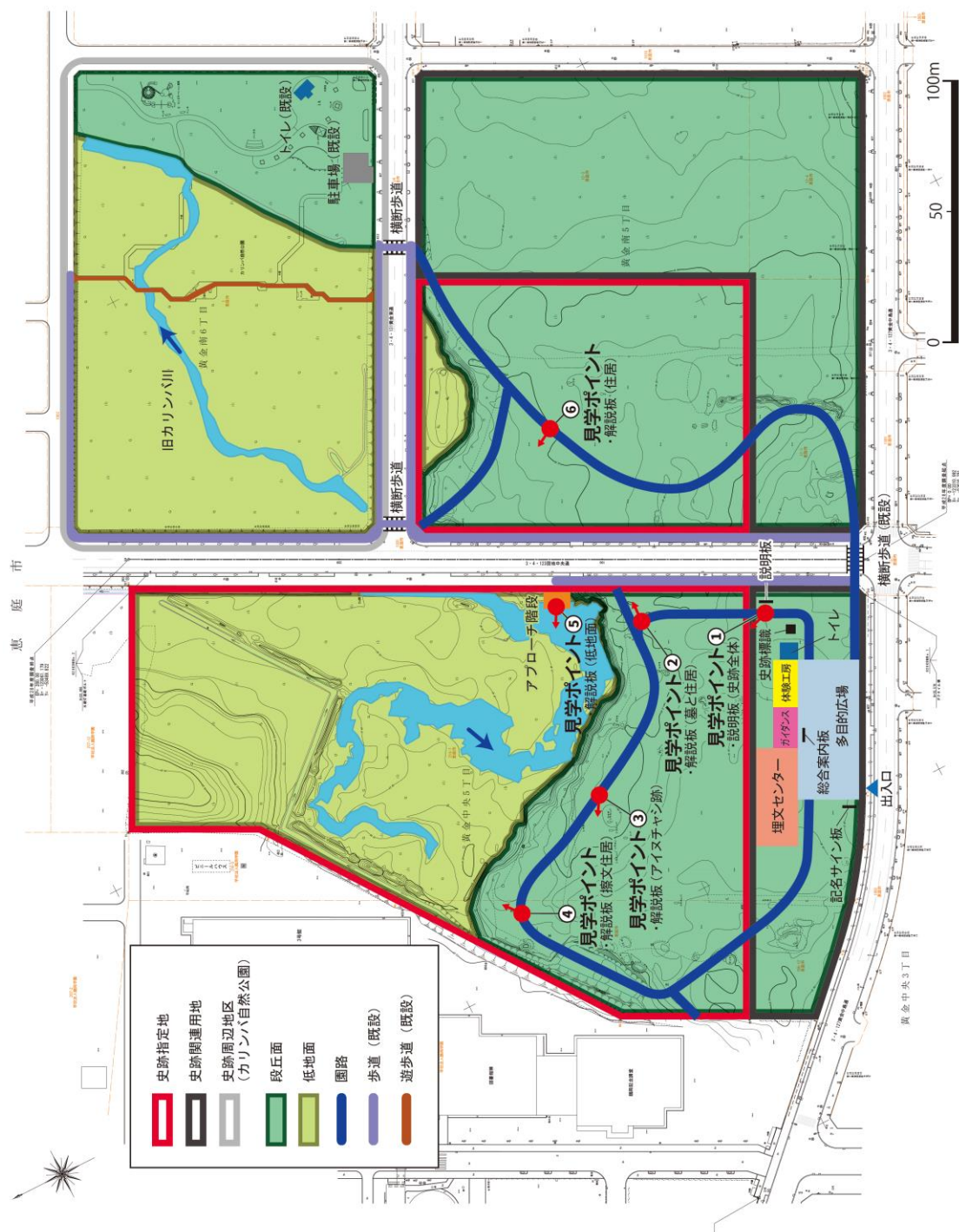


図 32 史跡カリンバ遺跡整備構想イメージ図（長期計画）

引用・参考文献

- 恵庭市教育委員会 1981 『柏木 B 遺跡』
- 恵庭市教育委員会 2003a 『カリンバ 3 遺跡 (1) 』
- 恵庭市教育委員会 2003b 『カリンバ 3 遺跡 (2) 』
- 恵庭市教育委員会 2004 『カリンバ 3 遺跡 (3) 』
- 恵庭市教育委員会 2008 『史跡カリンバ遺跡整備基本構想』
- 恵庭市教育委員会 2011 『史跡カリンバ遺跡保存管理計画書』
- 恵庭市教育委員会 2016 『史跡カリンバ遺跡整備基本計画書』
- 恵庭町教育委員会 1966 『恵庭遺跡』
- エヌエス環境株式会社 2009 『国指定史跡カリンバ遺跡環境調査報告書』
- 木村英明 1985 『いわゆる北大式土器とその文化に関する基礎的研究 (予報) 』
- 後藤寿一・曾根原武保 1934 『胆振国千歳郡恵庭村の遺跡について』 考古学雑誌 24 の 2
- (財)北海道埋蔵文化財センター 2002 『恵庭市 西島松 5 遺跡 (1) 』 北埋調報 178
- (財)北海道埋蔵文化財センター 2007 『恵庭市 柏木川 4 遺跡 (3) 』 北埋調報 249
- (財)北海道埋蔵文化財センター 2009 『恵庭市 西島松 5 遺跡 (6) 』 北埋調報 260
- 千歳市教育委員会 2022 『史跡キウス周堤墓整備基本計画』
- 文化庁文化財部記念物課 2005 『史跡等整備のてびき ー保存と活用のためにー』
- 北海道文化財保護協会 1971 『柏木川』



恵庭市章

史跡カリンバ遺跡整備基本計画書（改訂版）

2024年3月

発行 北海道恵庭市教育委員会/北海道恵庭市新町10番地